

中央環境審議会地球環境部会への二酸化炭素海底下
地層貯留に関する専門委員会の設置について

平成18年9月13日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第9条第1項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として「二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会」を置く。
- 2 二酸化炭素海底下地層貯留専門委員会は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」の締結に向けた、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方に関する調査・検討を行う。
- 3 二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。